

諮問日：平成30年7月6日（平成30年度（最情）諮問第24号）

答申日：平成30年12月21日（平成30年度（最情）答申第55号）

件名：高裁事務局長事務打合せに関する文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成30年3月開催の高裁事務局長事務打合せに関する文書（開催案内は除くが、参加者名簿，座席図，裁判官異動計画等の配付資料，打合せ結果等を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，別紙記載1の各文書（以下，併せて「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，これを開示した判断（以下「原判断」という。）に加えて，最高裁判所事務総長が別紙記載2の文書（以下「本件対象文書」という。）を追加して特定し，開示等の判断をするとしていることは，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成30年4月27日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

匿名の資料によれば，当日に配布された会議資料が存在するといえ，本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件苦情申出に基づき，事務打合せの主催局に限らず，本件開示文書以外に事務打合せの当日に配布された文書が存在しないかを確認したところ，本件対象文書が存在すると認められたため，これについては改めて開示することとし

たい。

本件開示文書及び本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 審議
- ④ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明及び当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本件苦情申出を受けて最高裁判所において改めて探索したところ、本件対象文書を保有していることが判明したものの、本件開示文書及び本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないとのことであり、本件開示申出文書の性質や本件開示文書の内容を踏まえて検討しても、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示文書及び本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、本件対象文書を追加して特定し、開示等の判断をすべきであるが、最高裁判所において本件開示文書及び本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、最高裁判所事務総長が原判断に加えて本件対象文書を追加して特定し、開示等の判断をすることについては、最高裁判所において本件開示文書及び本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 (1) 高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定（3月2日）
 - (2) 高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿
 - (3) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図
 - (4) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（裁判官の人事について）
 - (5) 平成30年3月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要
- 2 「IT化された民事訴訟手続のイメージ」と題する文書